

日 原 溪 流 釣 場
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年6月

奥多摩町

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	申請をすることができる団体の資格等	2
4	申請を受け付ける期間等	3
5	申請に必要な書類	3
6	指定管理者の候補者の選定	4
7	指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	4
8	施設使用料	5
9	指定期間	5
10	協定の締結	5
11	業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項	6
12	指定期間満了前の取消し	6
13	その他	7
14	問い合わせ先	7

「日原溪流釣場」指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

奥多摩町では、日原溪流釣場（以下「施設」という）の公の施設の管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、次のとおり施設の指定管理者を募集します。

2 施設の概要

①	名称	日原溪流釣場
②	所在地	東京都西多摩郡奥多摩町日原 1 0 4 8 番地
③	設置目的	釣場施設
④	内容	敷地面積 1 0, 5 7 1. 0 6 m ² 地 目 山 林
		主要施設 ・事務所及び食堂 1 階建 ・食堂及び休憩所 2 階建 ・公衆トイレ 1 階建 ・倉庫 1 階建 ・屋根付きバーベキュー場（8 組） ・養魚池 ・放流用魚池 ・駐車場
		設備関係 電気設備、給排水衛生設備(浄化槽：50 人槽)、 空調設備、給湯ろ過設備、厨房機器設備
⑤	開館(設置)年月日	昭和 6 2 年 4 月
⑥	開館時間	協議による
⑦	休館日	協議による

3 申請をすることができる団体の資格等

(1) 申請資格

指定期間を通して、奥多摩町（以下「町」という。）に事務所を有する法人及びその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

ア 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき再生又は再生手続きをしている法人等

ウ 町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 町における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項及び第 168 条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

② 破産者で復権を得ない者

③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

⑤ 暴力団の構成員等

(2) 申請資格の留意事項

ア 団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

イ 施設の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、奥多摩町議会における指定管理者の指定の議決までに登記事項証明書を提出してください。

4 申請を受け付ける期間等

(1) 受付期間及び申込方法

ア 令和8年6月19日(金)から令和8年7月15日(水)までの閉庁日を除く執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とします。

イ 提出書類は、奥多摩町 観光産業課 農林水産係(奥多摩町役場1階)まで持参してください。

(2) お問い合わせ先

奥多摩町 観光産業課 農林水産係 TEL:0428-83-2295 FAX:0428-83-2344

5 申請に必要な書類

(1) 提出書類

申請時に下記の書類を提出してください。

(用紙の大きさは、日本工業規格A4を原則とします。)

提出書類一覧	提出部数	
1 指定管理者申請書(様式1)	正1部	副8部
2 事業計画書(様式2)	正1部	副8部
3 収支予算書(様式3)	正1部	副8部
4 定款	正1部	副8部
5 寄附行為又はこれらに類する書類	正1部	副8部
6 登記事項証明書又はこれに類する書類 (発行の日から3か月以内のもの)	正1部 (原本)	副8部
7 直近の事業年度分の財務書類(貸借対照表、損益計算書等)	正1部	副8部
8 納税証明書【法人税】(発行の日から1か月以内のもの)	正1部 (原本)	副8部
9 納税証明書【消費税及び地方消費税】(発行の日から1か月以内のもの)	正1部 (原本)	副8部
10 納税証明書【法人事業税】(発行の日から1か月以内のもの)	正1部 (原本)	副8部
11 印鑑証明書(発行の日から3か月以内のもの)	正1部 (原本)	副8部

(2) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(3) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届を提出してください。

6 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

奥多摩町指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において、選定基準に基づいて総合的に評価を行い、候補者を選定します。

(2) 選定基準

ア 施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ 施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められること。

(3) 審査等

ア 候補者の選定に当たっては、申請書類により申請資格、提案内容等の書類審査を行います。

イ 必要に応じて面接審査を行います。面接審査の日時、場所等については、該当申請者に対して書面で通知します。

(4) 候補者の選定

審査の後、委員会で申請者の評価を行い、指定管理者として適当と認められる申請者に順位を付し、第1位の者を指定管理者の候補者として選定します。

その結果に基づき、町長が指定管理者の候補者を決定し、審査該当者全員に書面で通知するとともに、その旨を公表します。

7 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準等

指定管理者は、以下の基準を守って管理運営業務を行ってください。

ア 関係法令、条例等を遵守し、適正に施設の運営を行うこと。

イ 施設の維持管理を適切に行うこと。業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう適切な維持管理を行ってください。

ウ 業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱うこと。指定管理者は、奥多摩町個人情報保護法施行条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

(2) 指定管理者が行う業務

ア 施設の管理運営に関する業務

イ 施設の利用に係る料金の収受に関する業務

ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務

(施設に必要な消耗品、電気、水道等に関する一切の経費は、指定管理者が負担する。)

エ その他町長が定める業務

8 施設使用料

指定管理者は、奥多摩町行政財産使用料条例に基づき当該施設の使用料を町に支払います。

・施設使用料 年額 481,000 円

ただし、初年度(使用開始～当該年度の3月31日)の使用料については免除します。

また、施設使用料については、経営が安定するまでの間の助成措置として、次年度は年額 160,000 円(3分の2免除)、3年度目は年額 320,000 円(3分の1免除)とします。(4年度目以降からは正規使用料を徴収します。)

・土地使用料 年額 1,037,000 円

・建物保険料 年額 42,000 円

なお、施設の修繕・備品購入等が発生し、その経費を町が負担したときは、その額に応じて上記施設使用料に加算されます。

9 指定期間

指定の期間は、3年度目の3月31日までを予定しています。ただし、指定管理者が町長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

10 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定には、奥多摩町議会の議決が必要です。6で指定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を経て指定管理者に指定された後、町と施設に関する協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

協定の内容は次のとおりです。

ア 業務に関する基本的な事項

- イ 事業計画・事業報告に関する事項
- ウ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- エ 指定期間に関する事項
- オ 個人情報の保護・情報公開に関する事項
- カ 指定管理者と町の責任分担に関する事項
- キ 損害賠償及び原状回復に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要となる事項

1 1 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

おって、取消しとなった場合は、前記 6(4)の申請者の順位付けにおいて第 2 位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします。（第 2 位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第 3 位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。）

- (1) 奥多摩町議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 資金事情の悪化等により、常務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が発生したとき。

1 2 指定期間満了前の取消し

(1) 町による指定の取消し

町は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

- ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。
- イ 指定管理者が町に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。

① この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

② 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき。

カ その他町が必要と認めるとき。

(2) 指定期間満了前の取消しの措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

1 3 その他

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和8年6月19日(金)～令和8年7月15日(水)までの平日

イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所 奥多摩町 観光産業課 農林水産係 (奥多摩町役場1階)

(2) 費用の負担

指定管理者の申請から、業務の開始までの期間にかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

(3) 町が提供する資料の目的外使用の禁止

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(4) 地元特産物の提供

食材には、極力、地元特産物を活用してください。

(5) 住民の雇用促進

施設での雇用者については、原則奥多摩町住民を雇用してください。

(6) 既存設備

設備については、基本的に備え付けてあるものを使用してください。

1 4 問い合わせ先

奥多摩町 観光産業課 農林水産係
担当者 加藤・杉山
T E L 0428-83-2295
F A X 0428-83-2344
E-mail nourinsuisan@town.okutama.tokyo.jp